

旭川市いじめ防止基本方針（令和6年2月改定）－概要版－

第1章 基本方針改定の趣旨

P 1

旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等の対策を推進するため、平成31年2月に策定（令和4年3月一部改定）しました。

本市では、令和3年3月、市立中学校の女子生徒が市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、いじめの重大事態の調査の結果、当該生徒が深刻で重大ないじめを受けていたことが明らかとなり、教育委員会及び学校において、法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、これまでの取組を見直すとともに、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めることとしました。

令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、同年6月、旭川市いじめ防止対策推進条例（令和5年旭川市条例第43号。以下「条例」という。）を制定し、市長部局、学校・教育委員会が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。

市基本方針については、「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することとしました。

本市は、法、条例及び市基本方針に基づき、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、未来の創り手となる子どもたちの生命と尊厳を守り、かつ、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

第2章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

P 2

1 旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義

P 2

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

地域社会全体でいじめの問題に対峙し、児童生徒の生命と尊厳を守ることができるよう、いじめの防止等のための対策に関し本市の基本理念を定め、当該対策を推進するため、令和5年6月、「旭川市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

P 2

法の基本理念を踏まえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指します。

3 関係主体の責務等

P 3

市及び市立学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

4 いじめの定義等

P 4

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義としています。

5 いじめの防止等に関する施策の考え方

P 8

市は、いじめの未然防止や早期発見からいじめの解消や再発防止に至るまで、市長部局と学校・教育委員会が一体的に対応するいじめ防止対策「旭川モデル」による施策を推進します。

(1) いじめ防止対策「旭川モデル」の推進体制

P 8

ア いじめ防止対策推進部の設置 イ 組織体制

(2) いじめ防止対策「旭川モデル」の施策

P 9

ア いじめの積極的な把握 イ 迅速な情報共有と初動対応
ウ 児童生徒への継続的な支援 エ いじめの解消と再発防止 オ 地域や団体との連携

第3章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

P 10

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

P 10

2 市が実施するいじめの防止等の取組

P 11

市は、いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、全ての児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

(1) いじめの防止

P 11

ア 学校の対応体制の整備、支援 イ 児童生徒に対する教育・啓発
ウ 教職員のいじめの防止等に係る資質能力の向上に向けた取組
エ 広報及び啓発 オ いじめの防止等のための調査研究

(2) いじめの早期発見

P 15

ア いじめ・不登校相談窓口の開設 イ いじめの積極的な把握

(3) いじめへの迅速かつ適切な対処

P 16

(4) いじめの解消 (5) 地域や団体との連携 (6) 関係機関等との連携
(7) 市立学校以外の学校への協力要請等 (8) 市長による勧告

3 学校が実施するいじめの防止等の取組

P 20

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

(3) いじめの防止

P 23

学校は、児童生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組みます。

(4) いじめの早期発見

P 26

学校は、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

(5) いじめへの迅速かつ適切な対処

P 26

学校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(6) いじめの解消 (7) 家庭や地域、団体との連携 (8) 関係機関等との連携

4 重大事態への対処

P 31

市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

P 34

1 旭川市いじめ防止基本方針の公表及び見直しの検討

P 34